健康診断を受診するときの資格確認方法

健康保険証の新規発行が廃止され、受付時の資格確認方法が一部変更になりました。 当センターでは、下記方法で確認を行っておりますので、健診当日は いずれかの資格確認ができるものをお忘れのないようお願いいたします。



マイナンバーカード(マイナ保険証)

受付カウンター設置のカードリーダーにかざして受診できます。 (暗証番号のご入力や顔認証等は必要ありません。) ※当センターでは健康保険証との紐付けをすることはできません。 万が一、マイナンバーカードの読み取りに不具合が生じた際は 「資格情報のお知らせ」にて資格確認を行う場合もございます。



One Point > 資格情報のお知らせとは…保険資格の基本情報が記載されたもの



健康保険証

お手持ちの保険証有効期限の間、最長2025年12月1日 まではこれまで通り、保険証のご提示で受診できます。



資格確認書

受付時にご提示いただければ受診できます。

資格確認方法	有効期限
マイナンバーカード	18歳以上10年(18歳未満5年)
健康保険証	有効期限の間または2025年12月1日まで
資格確認書	4~5年
資格情報のお知らせ	なし(資格喪失まで)